

## 平和問題

### 被爆地ヒロシマとして憲法9条を生かす立場なら

# 政府言いなりの「国民保護」改めるべき

9月議会・本会議(10月3日) 中原ひろみ議員の一般質問



## 憲法9条

### 「21世紀の世界導く道しるべ」

#### 憲法生かして核兵器廃絶目指すと市答弁

中原議員は一般質問の冒頭、国会で圧倒的多数を占める自民・公明と与党と民主党が憲法改悪の動きを強めていることを「平和を脅かす重要な局面」と指摘し、憲法9条について市長の認識を改めて問いました。市長に代わり答弁した竹本輝男市民局長は、「(日本国憲法は)前文

と9条の平和主義を基調とする世界にも類例を見ない画期的な内容」であり、今年の平和宣言でも、「日本国憲法は、21世紀の世界を導く道しるべ」と述べていると答弁。今後も、憲法の平和主義を基調に、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に努力すると答えました。

## 国民保護法

### 核兵器による被害の想定 国に要請

#### 政府に追隨して「国民保護」進める姿勢示す

昨年6月に成立した「国民保護法」は、「日本有事」の際の住民の避難計画などを盛り込んだ「国民保護計画」の策定を自治体に義務付けています。しかし、同法の基となる武力攻撃事態法(03年6月に自・公・民が強行可決)は、日本が他国から武力攻撃を受けていなくても、アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に自治体や国民を強制的に動員できます。政府は、160もの「指定公共機関」を指定し、そこで働く労働者が業務命令で動員される可能性を認めており、広島市にも、日本銀行、日本赤

十字社、中国電力など21の指定公共機関の本・支店があります。中原議員は、「国民保護の名で戦争に協力することは、被爆地ヒロシマの願いと相容れない」と強調し、今後の市の対応について質問。傳平(でびら)益三消防局長は、国が核兵器による武力攻撃も想定していることについて、「現在の核兵器による被害の実態が示されない限り、実態に即した本市の国民保護計画が「できない」とし、核兵器による被害想定を国に求めていると答弁。核攻撃をも想定する政府に追隨する姿勢を示しました。

## 日本有事

### 「住民避難」と「軍事行動」

### どちらを優先するかは国の判断

中原議員は、「武力攻撃事態法」が、国民・自治体・民間組織に対し、米軍と自衛隊の軍事活動への協力を強制していることについて、「軍事行動と市民の避難・救援は、どちらが優先されるのか」と質問。傳平消防局長は、道路、港湾などの利用が住民避難と軍事行動で競合する場合、最終的には国の判断になるとの考えを示しました。

が、空港・港湾・道路・電波などの軍事利用優先を定めている点をあげ、「自治体首長が軍事利用を拒否した場合はどうなるのか」と追及。同局長は、武力攻撃事態における施設の利用調整は、国と施設管理者との間でおこなわれると答弁。とりわけ港湾・飛行場については、国から「特定の者の優先的利用」の要請がある場合、最終的には首相の指示により、施設の利用許可その他の処分がなされると答えました。

## 「災害」と「有事」こんなに違います

県が今年度末に「国民保護計画」を策定するのをうけ、市は来年度の計画策定を目指し、策定作業をする「国民保護協議会」(会長は市長)の設置条例を今年度中に制定する考えです。

「国民保護法」は、「災害対策基本法」を参考にした部分もありますが、災害は「情報公開・自治体主導型」、有事は「情報秘匿・軍主導型」であり、根本から大きく考え方が異なります。有事における住民避難の際、「自衛隊が軍事情報をどこまで自治体に提供するかが問題」という自衛隊幹部もいます。

市民の命を守るためにも、市は政府言いなりの「国民保護」に追隨する姿勢を改めるべきです。

「災害」と「有事」の違い <<消防局長答弁より>>

	地域防災計画	国民保護計画
避難指示	市町村長が判断しておこなう	国が判断し、県を通じ市町村へおこなわれる
住民の救援	市町村長が実施	国の指示により、都道府県知事と政令指定都市の長が実施
「国民保護」に特有なもの	—	核・生物・化学兵器による武力攻撃に伴う災害への対処など

# 石綿(アスベスト)問題

検査待ち  
**3か月!!**

## 市独自の規制基準と 検査体制を

「国基準で十分」と市答弁

石綿(アスベスト)被害が深刻さを増すなか、今後、建物解体時の石綿粉じんの飛散が心配されます。

中原議員は、石綿粉じんの飛散を防止する市独自の規制を設けるべきと主張しましたが、石原道雄環境局長は、国が規制強化を検討している「大気汚染防止法」と、今年7月施行の「石綿障害予防規則」によって「飛散防止は十分図られる」と答えました。

### 石綿検査は民間まかせ

「石綿障害予防規則」は、解体事業者に「事前調査」で石綿使用有無の調査・記録を義務付けていますが、現状は検査機関に検査依頼が殺到し、3か月待ちという状況です。

中原議員は、規則遵守のためにも市独自の検査体制を持つべきと指摘。石原環境局長は、当面、民間検査機関の動向を見ると答えました。

### 学校調理釜 石綿使用で交換

石綿が使用されていた市内8小学校の調理用回転釜の交換で、2学期の給食が一時中止されたことについて、中原議員は、なぜ夏休み中に対

応しなかったのかと質問。

岡本茂信教育長は、県教委の通知(8月18日)を受け、自校調理校や給食センターの釜555基を調査したが、専門業者による調査も必要となったため時間を要したと説明。

また、同教育長は、全ての学校で石綿を含有する教材・教具は使用していないことを確認したと述べ、現在、石綿含有の可能性のある全ての製品について、メーカーなどに照会していることを報告しました。

### 市「石綿に伴う経費は補償する」

#### 段原東部再開発

中原議員は、再開発事業による家屋解体(約9百棟)が進む段原東部地区について、「石綿が使用されていることで新たに必要となる調査、解体の経費は市が全額補償するのか」と質問しました。

中本信雄都市整備局長は、これまでの家屋解体(107棟)は木造老朽家屋が多く、吹付け石綿の使用例はなかったと述べ、今後、市の事前調査(※)で吹付け石綿を確認した場合、除去費用を補償すると答弁。

また、石綿含有の屋根材・内外装材についても、現行の補償基準の中



9月議会・本会議  
中原ひろみ議員の  
一般質問

で、仮囲いや散水など、粉じん飛散防止の措置をしていると答えました。

※ 中原議員は後日の建設委員会で、市が民間委託する石綿含有検査の費用(3万円〜7万円)も市負担であることを確認しています。

中原ひろみ議員の一般質問と市答弁を、市議団ホームページに全文掲載しています。

### 広島市内の建物の吹付け石綿 使用実態調査の状況(市答弁)

公共施設	調査対象は1,772施設(現在、とりまとめ中) ●吹付け石綿使用施設・・・10施設 石綿露出・・・5施設。うち1施設は佐伯区湯来町の就業改善センターのボイラー室と大ホール(使用停止)。その他の施設は旧団地汚水処理場(閉鎖) 石綿露出せず・・・5施設。「封じ込め」または「囲い込み」の状態である ●石綿含む可能性のある吹付け材の使用施設・・・315施設(現在、分析中) ●継続調査中の施設・・・113施設
民間施設	国土交通省の調査依頼(7月14日)に基づき、昭和31年(1956年)から平成元年(1989年)までに施工された民間建築物のうち、1,000平方メートル以上の建築物(約4,200棟)の所有者・管理者に対し、自主点検と必要な改善を促す目的で実施。



市民の命にかかわる問題であるからこそ  
“安全”を確実に確かめよ  
9月議会・経済環境委員会(10月5日) 皆川けいし議員

基町高層住宅3千戸のうち、1千戸は石綿使用が判明済みで、残りの2千戸は検査待ちとなっています。

皆川議員は、「みんな不安の中で生活している。住民の命がかかった問題だ」と強調し、市独自の検査体制を持つよう強く要望しましたが、市は、本会議と同様、民間検査機関の動向を見ると述べるにとどまりました。

### 届出のみで判断するのは危険

吹付け石綿が使用された建物解体については、「石綿障害予防規則」が全ての建物を対象に、「大気汚染防止法」が建築面積5百平米以上かつ吹付け石綿50平米以上の場合を対象に届出を義務づけています。

皆川議員は、「今のしくみのなかで届出のみで判断するのは危険だ」と指摘。9月26日に起きた中区八丁堀のビル解体中の事故(※)を例にあげ、石綿の使用有無を科学的に立証できる証明書の添付や届出の対象を拡大した市独自の条例をつくるべきと市に迫りました。

市は、本会議と同様、国が「大気汚染防止法」の規制対象を拡大する動きがあるとし、当面は動向を見守るとの姿勢に終始しました。

※ビル解体中に建物の一部が道路に崩落。現場に駆けつけた皆川議員が、石綿の有無について市当局に照会したところ、「所有者の届出書には記載がない。石綿使用禁止年度以降の建築だから使われていないだろう」という科学的根拠のない回答。後日、労働基準局が立ち入り検査し、分析に回しています。

### 吹付け石綿の除去・解体作業などに伴う国の規制(届出義務)など

大気汚染防止法 (特定粉じん排出等作業の実施の届出)	対象:建築物が500㎡以上、かつ吹付け石綿の使用面積の合計が50㎡以上 届出先:都道府県知事
石綿障害予防規則	対象:全ての耐火建築物または準耐火建築物(規模要件なし) 届出先:労働基準監督署長
横浜市生活環境の保全等に関する条例	対象:吹付け石綿が使用されている全ての建物(使用面積の要件なし) 届出先:市環境創造局